

指定訪問リハビリテーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 社団 盛翔会が開設する訪問リハビリテーション大瀬が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「セラピスト」という。）が、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、利用対象者は病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問リハビリテーション大瀬（以下、「事業所」という。）
- 2 所在地 静岡県浜松市中央区大瀬町1558

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、リハビリ業務も行う。

(2) 理学療法士 1人以上

理学療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

(3) 作業療法士 1人以上

作業療法士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪

問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

(4) 言語聴覚士 必要に応じて必要数

言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービスを行う。

(営業日、営業時間及びサービス提供時間)

第5条 事業の営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時15分
- 3 サービス提供時間 午前9時から午後5時

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- 1 状態観察
 - ・ 体温、血圧、脈拍の計測
- 2 評価
 - *評価によって問題点を見つけ出し、プログラムを立案する。
 - ・ 身体機能（関節可動域、筋力 等）の評価
 - ・ ADL（寝返り、起き上がり、トイレ動作 等）の評価
 - ・ 精神状態、心理面の評価
- 3 訓練
 - ・ 身体機能の訓練（関節可動域訓練、筋力訓練 等）
 - ・ ADL訓練（寝返り、起き上がり、トイレ動作 等）
- 4 相談、助言等に関すること
 - 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ・ 日常生活動作に関する相談、助言（ADL、介助方法 等）
 - ・ 福祉用具の利用の相談、助言
 - ・ 住宅環境整備についての相談、助言
 - ・ その他の必要な相談、助言

(訪問リハビリ計画書の作成)

第7条 指定訪問リハビリテーションは、主治医の指示にもとづき、要介護者の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、浜松市中央区(以下の地域包括支援センター圏域：ありたま・さぎのみや・あんま、東三方、初生町)、浜名区(寺島・中条・小松・内野・内野台・横須賀・新野・高菌・竜南・善地・高畑・東美菌・西美菌・道本・沼・小林・貴布祢・平口・染地台)とする。

(利用料その他の費用)

第9条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額に支払いを受けるものとする。

2 次に掲げる項目については、別の利用料金の支払いを受ける。

(1) 交通費

第8条に規定した通常の事業の実施地域内であれば交通費は無料とする。また、通常の実施地域を越えて行う交通費については、下記のとおり交通費の実費を徴収する。

実施地域以外の場合 の交通費の計算	実施地域を越えた地点からご自宅までの往復距離(小数点以下は四捨五入)に50(円)をかけた金額 例：片道の超過距離が1.8kmであった場合 往復の超過距離は $1.8(\text{km}) \times 2 = 3.6(\text{km})$ 四捨五入で4.0km 必要となる交通費は $4.0(\text{km}) \times 50(\text{円}) = \underline{\underline{200 \text{ 円} / \text{日}}}$
----------------------	--

(2) その他の費用

- ① 指定訪問リハビリテーションを提供するため、利用者宅で使用する水道、ガス、電気等の費用は利用者負担となる。
 - ② 訓練に必要な杖・靴・手工芸などの用具・材料費、自主訓練に必要な物品、セラピストが提供する自助具などの購入、初回準備品については自己負担となる。
 - ③ 利用者の都合により当日の利用をキャンセルした場合には、キャンセル料を徴収する。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は徴収しない。
- 3 事業は、指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族等に対し、基本利用料ならびにその他の利用料の内容及び金額に関して説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 事業は、利用者から利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について、個別の費用ごとに区別して記載した領収書を交付する。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その提供日、時間及びリハビリテーション内容、サービスを提供したセラピストの名前を記載する。

(秘密の保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

(苦情の処理)

第12条 提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第14条 指定訪問リハビリテーションに使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業は、事業所内において感染症の発生またはそのまん延の防止をするために、その対策の指針や必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 指定訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

(事故発生時の対応)

第16条 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を

講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置に対して記録するものとする。

(業務継続に向けた取り組み)

第17条 事業は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問リハビリテーションが継続的に提供できる体制を構築できるよう、業務継続に向けた計画案の策定、研修や訓練を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第19条 事業は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就労環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 6カ月以内

(2) 継続研修 適宜

- 2 従事者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時はこれを提示する。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団 盛翔会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18年 9月 1日から施行する。

平成20年 4月 1日 改訂

平成21年 4月 1日 改訂

平成24年 9月 1日 改訂

平成25年10月 1日 改訂
平成27年 8月 1日 改訂
平成27年12月15日 改訂
令和 5年 7月 1日 改訂
令和 6年 1月 1日 改訂